
平成 25 年度における協会員に対する監査計画について

日証協・平成 25 年 3 月 19 日

本協会では、平成 25 年 3 月 19 日に開催された自主規制会議において、平成 25 年度における協会員に対する監査計画について承認決定した。

同監査計画の概要は、以下のとおりである。

平成25年度監査計画（要旨）

平成25年3月19日
日本証券業協会

1. 監査の基本的考え方

本協会が実施する監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会の法令・諸規則の遵守状況及び内部管理態勢の整備状況等について点検する。

また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等を勘案した上で、監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効率的かつ効果的な監査を実施する。

2. 監査の重点事項

内部管理態勢が不十分な状況及び金融商品の勧誘・販売に当たっての説明状況に関する苦情等が多く見られることを踏まえ、平成25年度監査の重点事項は、以下のとおりとする。

なお、監査の実施に際しては、単に法令・諸規則違反の検証にとどまらず、その背後にある内部管理態勢の状況について重点的に点検する。

【会員、特別会員共通】

(1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の検証

協会の内部管理態勢の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検する。

(2) 金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証

投資者保護の観点から、適合性の原則の遵守状況及び金融商品の販売に当たって商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているかについて、新規に口座開設を行った顧客及び高齢者への販売状況について重点的に点検する。

特に、投資信託営業については、以下の事項について点検する。

- ① 顧客の投資目的・意向を軽視した取引等を未然に防止するための管理態勢
- ② 乗換え勧誘時における重要事項の説明状況
- ③ 相場が急激に変動したことにより、基準価額が大幅に変動した場合のアフターケアの状況

(3) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売態勢の検証

合理的根拠適合性の事前検証の実施状況、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び投資信託並びにレバレッジ投資信託に係る勧誘開始基準の策定とその運用状況について点検する。

- (4) 倫理コードの保有及び遵守状況の検証
協会の信頼性向上に向けた倫理コードの保有及びその遵守状況等について点検する。

【会員のみ】

- (5) 顧客資産の分別管理の状況の検証
顧客資産が確実にかつ整然と分別管理されているか重点的に点検する。
- (6) 財務の健全性に係る検証
自己資本規制比率が低下している等の会員に対しては、財務の健全性について重点的に点検する。
- (7) 売買管理態勢等の整備状況の検証
インサイダー取引等の不公正取引の未然防止の観点から、売買管理態勢及び法人関係情報の管理態勢の状況について重点的に点検する。
また、インターネットを利用した顧客の注文に関しては、売買審査の実効性を確保するために必要な情報の保存状況について点検する。

3. 監査対象先の選定

監査対象先の選定は、単に監査周期のみではなく、以下の状況等を総合的に考慮して行う。

- (1) 自己資本規制比率の状況【会員のみ】
自己資本規制比率が一定の水準（200%）を割り込んだ会員又は同比率が急激に低下している会員
- (2) 各種の情報
オフサイトモニタリングにより収集した営業・財産の状況又は役員・大株主の状況等に係る情報に基づき、その実態について確認する必要がある協会会員又は一般投資家からの苦情及び金融商品事故等が多い協会会員
- (3) 過去の本協会監査及び行政当局による検査等の状況
過去の監査・検査等により処分を受けた協会会員又は内部管理態勢について重大な問題点を指摘された協会会員

(4) 業務内容、顧客層等の状況

リスクの高い商品を主に扱う業務内容となっている協会員

リテール営業を行っている協会員に対しては、顧客資産の分別管理の状況及び金融商品の投資勧誘の状況等について定期的なチェックが必要なことから、原則として3年に1回程度、監査を実施する。

なお、選定に当たっては、監査対象先の規模及び支店等への監査の実施状況によって増減するが、会員95社及び特別会員65機関を目途とする。

以 上